

育児・介護等、働きやすい職場づくりを進める企業を支援します！

～女性の職場復帰等支援事業～

福井県では、育児・介護等を理由に離職した労働者を再雇用する制度や、育児・介護休業法の義務規定を上回る育児・介護等支援制度を導入した企業を対象に、利用者が出た場合に奨励金を支給する事業を実施しています。

手続きの流れ

届出をするには、育児・介護休業法の義務規定を満たしている必要があるよ。



①育児・介護等支援制度（裏面に該当するもの）を導入している企業は県へ届出

※届出書と就業規則等の写し（奥書必須）を提出

※県が届出を登録し「届出受理通知書」を発行



「届出受理通知書」の発行日から3年以内に借入した中小企業育成資金貸付金（企業の育児・介護・再雇用支援分）に対して、県が保証料補給の対象とします。まず、制度の届出をしましょう！

届出した企業は、県の「企業子宝率ホームページ」で企業情報や導入制度等をPRします。（掲載を希望する企業のみ）

②就業環境を診断するレーダーチャートを作成

※県から送付する調査票に回答していただき、年次有給休暇取得率、所定外労働時間数など5項目の診断結果を県がレーダーチャートに表して返送します。

※診断結果において、前年度の「福井県勤労者就業環境基礎調査」平均値を下回る項目については、改善案（努力目標）を作成・提出していただきます。

③制度の利用者が出たら県へ奨励金の支給申請

【奨励金支給額】



コース名	支給基準 (注: 支給基準の詳細はお問い合わせください)	支給額	1企業あたり 最大支給回数
プラチナ	育児・介護・配偶者の転勤・自身の病気治療を理由とする離職者を再雇用する制度を規定し、利用者が出た場合	40万円/回	2回まで
ゴールド	育児・介護に関して育児・介護休業法に定める義務規定を上回る制度(県が定めるもの(裏面参照))や限定正社員制度を規定し、利用者が出た場合	10万円/回	2回まで (ただし、育児、介護、限定正社員制度のいずれかに対して各1回のみ)

＜問い合わせ先＞

〒910-8580（住所記載不要）福井県産業労働部労働政策課労働環境改善グループ
TEL 0776-20-0389（直通） E-mail rousei@pref.fukui.lg.jp

☆各種様式等は県労働政策課ホームページでご確認ください

URL <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/shokubakankyou/syokubahukki.html>



届出の対象となる育児・介護等支援制度とは？

プラチナコース

○育児・介護・配偶者の転勤・自身の病気治療を理由に当該企業を退職した労働者を、正社員として再雇用する制度および再雇用者への支援措置を規定

- *支援措置の例
- ・再雇用者向け研修の開催
 - ・自主学習教材の費用負担
 - ・再雇用者向けマニュアルの作成 等

届出をするには、
育児・介護休業法の
義務規定を満たして
いる必要があるよ。



ゴールドコース

○育児に関する次のいずれかの制度

(1) 1歳以上の子を養育する労働者に対して、育児・介護休業法施行規則第4条の2に定める条件を付さずに育児休業の措置を規定

*施行規則第4条の2…保育所に入所できない場合、または特別な事情により育児を担う者が不在となった場合には、子が1歳6か月まで育児休業を取得できる。

(2) 3歳に達するまでの子を養育する労働者に対して、所定労働時間の短縮措置等の③～⑤いずれかの措置を規定

(3) 3歳以上の子を養育する労働者に対して、所定労働時間の短縮措置等の①～⑤いずれかの措置を規定

★所定労働時間の短縮措置等 ①短時間勤務制度 ②所定外労働の免除 ③フレックスタイム制度 ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ⑤事業所内保育施設の設置運営等

(4) 子の看護休暇について、有給で取得できる措置を規定

(5) 小学校就学以降の子を養育する労働者に対して、学校行事または看護等のために、年次有給休暇とは別に有給で取得できる特別休暇制度を規定

(6) 労働者の勤務地、仕事内容または勤務時間を限定する限定正社員制度を導入し、かつ、限定正社員から正社員への転換制度を併せて規定

*限定正社員…勤務地、仕事内容、勤務時間が限定されているものの、正社員と同じく雇用期間に定めがない労働者

○介護に関する次のいずれかの制度

(1) 要介護状態の家族を介護する労働者に対して、対象家族1人つき、介護休業の通算取得日数の上限（93日）または分割取得回数の上限（3回）を超えて取得できる措置を規定

(2) 要介護状態の家族を介護する労働者が利用できる所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）として、労働者の勤務・介護等の状況に応じて制度を選択して利用できるような複数の制度を規定

★選択的措置義務 ①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④介護サービスを利用する場合の助成制度等

(3) 介護休暇について、有給で取得できる措置を規定

県内に事業所を有する

常用労働者20人以下の企業に、社会保険労務士を派遣します。

就業環境改善コンサルタント派遣事業

働きやすい職場環境づくりをアドバイスします！

※お申し込み、その他詳しくは表面の問い合わせ先まで

無料で相談
できます。

